令和3年度第1回滋賀県道路メンテナンス会議

令和 3年 8月26日

滋賀県道路メンテナンス会議規約(改正案)

滋賀県道路メンテナンス会議規約(案)

(名 称)

第1条 本会は、「滋賀県道路メンテナンス会議」(以下、「会議」という。)と称する。

(目 的)

第2条 会議は、道路法第28条の2に規定の「協議会」に位置づけるものとし、滋 賀県内の道路管理を効果的に行うため、各道路管理者が相互に連絡調整を行 うことにより、円滑な道路管理の促進を図ることを目的とする。

(審議事項)

第3条 会議は、前条の目的を達成するため、次の事項について審議する。

- (1)研修・基準類の説明会等の調整
- (2) 点検・修繕において、優先順位等の考え方に該当する路線の選定・確認
- (3) 点検・措置状況の集約・評価・公表
- (4) 点検業務の発注支援
- (5)技術的な相談対応
- (6) その他、道路の維持管理等に関連して必要と認められる事項

(組 織)

- 第4条 会議は、滋賀県内における高速自動車国道、一般国道、県道及び市町村道の 各道路管理者等で組織する。
 - 2. 会議には、会長及び副会長2名置くものとし、会長は国土交通省近畿地方整備局滋賀国道事務所長、副会長は滋賀県土木交通部道路保全課長、西日本高速道路株式会社関西支社滋賀高速道路事務所長とする。
 - 3. 会長に事故等があるときは、副会長がその職務を代行する。
 - 4. 会議の構成員は「別表」のとおりとする。
 - 5. 会長は、個別課題等について検討・調整を行うため「専門部会」を設置する ことができるものとする。
 - 6. 道路構造物等の不具合発生時等における技術的な助言、専門的な研究機関等 への技術相談の窓口を国土交通省近畿地方整備局滋賀国道事務所に置く。
 - 7. 会議の下部組織として、高速自動車国道、一般国道、県道及び市町道の各道 路管理者等の代表者からなる「滋賀県道路メンテナンス会議連絡調整部会」 を設置するものとする。
 - なお、滋賀県道路メンテナンス会議連絡調整部会会則は、別途定めるものとする。
 - 8. 会議の下部組織として、高速自動車国道、一般国道、県道及び市町村道の各 道路管理者等の代表者からなる「跨道施設連絡部会」を設置するものとする。

9. 会議の下部組織として、高速自動車国道、一般国道、県道及び市町道の各道 路管理者等の代表者並びに近畿運輸局、道路と交差する鉄道事業者からなる 「滋賀県道路鉄道連絡会議」を設置するものとする。なお、滋賀県道路鉄道連 絡会議規約は、別途定めるものとする。

(会議の運営)

第1条 会議は、必要に応じて会長が招集し、運営する。

- 2. 会議には、必要に応じて、会長が指名する者の出席を求めることができる。
- 3. 会議に出席する構成員は代理出席を認めるものとする。

(事務局)

第2条 会議の運営に係わる事務を行わせるため、事務局を置く。

- 2. 事務局は、国土交通省近畿地方整備局滋賀国道事務所管理第二課、滋賀県土木交通部道路保全課及び西日本高速道路株式会社関西支社滋賀高速道路事務所に置く。
- 3. 事務局は次の事項について調整する。
 - (1)会議の運営全般についての補助、会員相互の連絡調整
 - (2) 会議における審議議題の調整
 - (3) 規約の策定・改正・廃止等に係る調整
 - (4) その他、会議の運営に際し必要となる事項の調整

(規約の改正)

第3条 本規約の改正等は、本会議の審議・承認を得て行うことができる。

(その他)

第4条 本規約に定めるもののほか必要な事項はその都度協議して定めるものとする

(附則)

本規約は、平成26年 5月28日から施行する。

本規約は、平成27年 1月 6日から改正する。

本規約は、平成27年 6月 1日から改正する。

本規約は、平成29年 2月 2日から改正する。

本規約は、平成29年 7月13日から改正する。

本規約は、令和 元年 7月30日から改正する。

本規約は、令和 2年 8月28日から改正する。

本規約は、令和 3年 8月26日から改正する。

【別表】

滋賀県道路メンテナンス会議 規約(改正案)

【別表】

滋賀県道路メンテナンス会議 名簿

	所属	役 職
会長	国土交通省近畿地方整備局	滋賀国道事務所長
副会長	滋賀県土木交通部	道路保全課長
副会長	西日本高速道路株式会社関西支社	滋賀高速道路事務所長
	中日本高速道路株式会社名古屋支社	彦根保全サービスセンター所長
	中日本高速道路株式会社金沢支社	教賀保全サービスセンター所長
	滋賀県道路公社	部長
	大津市	建設部長
	草津市	建設部長
	守山市	都市経済部長
	栗東市	建設部長
	野洲市	都市建設部長
	甲賀市	建設部長
	湖南市	建設経済部長
	東近江市	都市整備部長
	近江八幡市	都市整備部長
	日野町	建設計画課長
	竜王町	建設計画課長
	彦根市	都市建設部長
	愛荘町	建設・下水道課長
	豊郷町	地域整備課長
	甲良町	建設水道課長
	多賀町	地域整備課長
	米原市	土木部長
	長浜市	都市难設部長
	高島市	都市整備部長
	滋賀県大津土木事務所	道路計画課長
	滋賀県南部土木事務所	道路計画課長
	滋賀県甲賀土木事務所	道路計画課長
	滋賀県東近江土木事務所	道路計画課長
	滋賀県湖東土木事務所	道路計画課長
	滋賀県長浜土木事務所	道路計画課長
	滋賀県長浜土木事務所木之本支所	道路計画課長
	滋賀県高島土木事務所	道路計画課長
	国土交通省近畿地方整備局 道路部	道路保全企画官
	国土交通省近畿地方整備局 道路部	地域道路踝長
	国土交通省近畿地方整備局 近畿道路メンテナンスセンター	近畿道路メンテナンスセンター長
オブザーバー	西日本高速道路株式会社関西支社	保全サービス統括課長
	中日本高速道路株式会社名古屋支社	企画統括課長
	中日本高速道路株式会社金沢支社	企画統括課長
	滋賀県建設技術センター	理事
	国土交通省近畿地方整備局 滋賀国道事務所 管理第二課	
事務局	滋賀県土木交通部 道路保全課	
	西日本高速道路株式会社関西支社 滋賀高速道路事務所	

	滋賀県道路メンテナンス会議	
÷ 長	所 属 国土交通省近畿地方整備局	役 職 滋賀国道事務所長
別会長	滋賀県土木交通部	道路保全課長
別会長	西日本高速道路株式会社関西支社	滋賀高速道路事務所長
NEK	中日本高速道路株式会社名古屋支社	欧貝同歴短野 # 50 / 70 70 70 70 70 70 70 7
	中日本高速道路株式会社金沢支社	数賀保全サービスセンター所長
	滋賀県道路公社	部長
	大津市	建設部長
	草津市	建設部長
	守山市	都市経済部長
	栗東市	建設部長
	野洲市	都市建設部長
	甲賀市	建設部長
	湖南市	都市建設部長
	東近江市 近江人幡市	都市整備部長都市整備部長
	日野町	建設計画課長
	竜王町	建設計画課長
	彦根市	都市建設部長
	受荘町	建設·下水道課長
	豊郷町	地域整備課長
	甲良町	建設水道課長
	多領町	地域整備課長
	米原市	土木部長
	長浜市	都市难設部長
	高島市	都市整備部長
	滋賀県大津土木事務所	道路計画課長
	滋賀県南部土木事務所	道路計画第一課長
	滋賀県甲賀土木事務所	道路計画課長
	滋賀県東近江土木事務所	道路計画課長
	滋賀県湖東土木事務所	道路計画課長
	滋賀県長浜土木事務所	道路計画課長
	滋賀県長浜土木事務所木之本支所	道路計画課長
	滋賀県高島土木事務所	道路計画課長
	国土交通省近畿地方整備局 道路部	道路保全企画官
	国土交通省近畿地方整備局 道路部	地域道路課長
	国土交通省近畿地方整備局 近畿道路メンテナンスセンター	近畿道路メンテナンスセンター長
オブザーバー	西日本高速道路株式会社関西支社	保全サービス統括課長
	中日本高速道路株式会社名古屋支社	企画統括課長
	中日本高速道路株式会社金沢支社	企画統括課長
	滋賀県建設技術センター	理事
	国土交通省近畿地方整備局 滋賀国道事務所 管理第二課	1
14務局	滋賀県土木交通部 道路保全課	
	西日本高速道路株式会社関西支社 滋賀高速道路事務所	

滋賀県道路メンテナンス会議 連絡調整部会 会則 (案)

(名称)

第1条 本会は、「滋賀県道路メンテナンス会議 連絡調整部会」(以下、「連絡調整部会」という。)と称する。

(目的)

第2条 連絡調整部会は、滋賀県内の道路管理を効果的に行うため、各道路管理者が 相互に連絡調整を行うことにより、円滑な道路管理の促進を図ることを目的と する。

(組織)

- 第3条 連絡調整部会は、「滋賀県道路メンテナンス会議」の下部組織として設置する。
 - 2. 連絡調整部会には、部会長を1名置くものとし、部会長は、国土交通省近畿 地方整備局滋賀国道事務所副所長とする。
 - 3. 連絡調整部会構成員は「別表」のとおりとする。

(業務)

- 第4条 連絡調整部会は、その目的を達成するために、次の事項について情報共有及 び協議・調整を行う。協議・調整の結果は、滋賀県道路メンテナンス会議にて 報告するものとする。
 - (1) 研修・基準類の説明会等の調整
 - (2) 点検・措置状況の集約・評価・公表
 - (3)技術的な相談対応
 - (4) その他、道路の維持管理等に関連して必要と認められる事項

(会議の開催)

- 第5条 連絡調整部会は、必要に応じて開催するものとする。
 - 2. 連絡調整部会は、必要に応じて部会長の指名する者の出席を求めることができるものとする。
 - 3. 連絡調整部会に出席する構成員は代理出席を認めるものとする。

(事務局)

- 第6条 連絡調整部会の運営に係わる事務を行わせるため、事務局を置く。
- 2. 連絡調整部会の事務局は、滋賀県道路メンテナンス会議の事務局が兼ねるも

のとする。

- 3. 事務局は次の事項について調整する。
- (1) 連絡調整部会の運営全般についての補助、会員相互の連絡調整
- (2) 連絡調整部会における情報共有及び協議・調整の連絡調整
- (3) 会則の策定・改正・廃止等に係る調整
- (4) その他、連絡調整部会の運営に際し必要となる事項の調整

(規約の改正)

第7条 本会則の改正等は、連絡調整部会の審議・承認を得て行うことができる。

(その他)

第8条 本会則に定めるもののほか必要な事項はその都度協議して定めるものとする。

(付則)

この会則は、令和 2年 8月28日から適用する。

この会則は、令和 3年 8月26日から適用する。

滋賀県道路メンテナンス会議連絡調整部会会則(改正案)

【別表】

滋賀県道路メンテナンス会議 連絡調整部会 名簿

	所 属	役 職
部会長	国土交通省近畿地方整備局	滋賀国道事務所 副所長
	滋賀県土木交通部	道路保全課課長補佐
	西日本高速道路株式会社関西支社	滋賀高速道路事務所 副所長
	中日本高速道路株式会社名古屋支社	彦根保全サービスセンター 副所長
	中日本高速道路株式会社金沢支社	敦賀保全サービスセンター 副所長
	滋賀県道路公社	道路部 道路整備課長
	大津市	建設部 道路建設課長
	草津市	建設部 道路課長
	守山市	都市経済部 建設管理課長
	栗東市	建設部 土木管理課長
	野洲市	都市建設部 道路河川課長
	甲賀市	建設部建設管理課長
	湖南市	建設経済部 土木建設課長
	東近江市	都市整備部 管理課長
	近江八幡市	都市整備部 管理調整課長
	日野町	建設計画課長
	竜王町	建設計画課長
	彦根市	都市建設部 道路河川課長
	愛荘町	建設·下水道課長
	豊郷町	地域整備課長
	甲良町	建設水道課長
	多賀町	地域整備課長
	米原市	土木部 建設課長
	長浜市	都市建設部 道路河川課長
	高島市	都市整備部 土木課長
	滋賀県大津土木事務所	道路計画課長
	滋賀県南部土木事務所	道路計画課長
	滋賀県甲賀土木事務所	道路計画課長
	滋賀県東近江土木事務所	道路計画課長
	滋賀県湖東土木事務所	道路計画課長
	滋賀県長浜土木事務所	道路計画課長
	滋賀県長浜土木事務所木之本支所	道路計画課長
	滋賀県高島土木事務所	道路計画課長
	国土交通省近畿地方整備局 滋賀国道事務	所 管理第二課
事務局	滋賀県土木交通部 道路保全課	
	西日本高速道路株式会社関西支社 滋賀高	速道路事務所

【別表】

	所属	役 職
部会長	国土交通省近畿地方整備局	滋賀国道事務所副所長
	滋賀県土木交通部	道路保全課課長補佐
	西日本高速道路株式会社関西支社	滋賀高速道路事務所 副所長
	中日本高速道路株式会社名古屋支社	彦根保全サービスセンター 副所長
	中日本高速道路株式会社金沢支社	敦賀保全サービスセンター 副所長
	滋賀県道路公社	道路部 道路整備課長
	大津市	建設部 道路建設課長
	草津市	建設部 道路課長
	守山市	都市経済部 建設管理課長
	栗東市	建設部 土木管理課長
	野洲市	都市建設部 道路河川課長
	甲賀市	建設部建設管理課長
	湖南市	都市建設部 土木建設課長
	東近江市	都市整備部 管理課長
日野	近江八幡市	都市整備部 管理調整課長
	日野町	建設計画課長
	竜王町	建設計画課長
	彦根市	都市建設部 道路河川課長
	愛荘町	建設•下水道課長
	豊郷町	地域整備課長
	甲良町	建設水道課長
	多賀町	地域整備課長
	米原市	土木部 建設課長
	長浜市	都市建設部 道路河川課長
	高島市	都市整備部 土木課長
	滋賀県大津土木事務所	道路計画課長
	滋賀県南部土木事務所	道路計画第一課長
	滋賀県甲賀土木事務所	道路計画課長
	滋賀県東近江土木事務所	道路計画課長
	滋賀県湖東土木事務所	道路計画課長
	滋賀県長浜土木事務所	道路計画課長
	滋賀県長浜土木事務所木之本支所	道路計画課長
	滋賀県高島土木事務所	道路計画課長
	国土交通省近畿地方整備局 滋賀国道事務	所 管理第二課
事務局	滋賀県土木交通部 道路保全課	
	西日本高速道路株式会社関西支社 滋賀高	

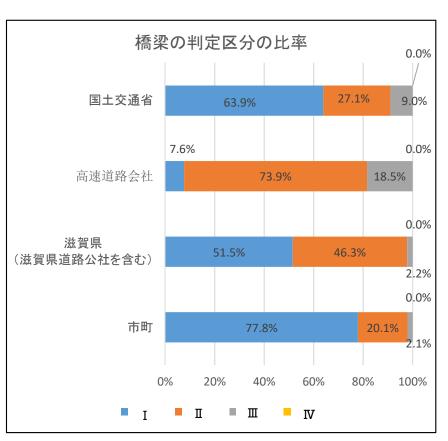
滋賀県内の令和2年度点検結果の速報について(橋梁)

- 滋賀県内における橋梁の点検結果は、判定区分Ⅳ (緊急に措置を講ずべき状態)がない。
- 滋賀県内における橋梁の点検結果は、判定区分Ⅲ(早期に措置を講ずべき状態)が78橋、判定区分Ⅱ(予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態)が760橋となっている。

令和2年度管理者別点検速報(橋梁)

令和3年3月末現在

管理者	管理施設数	点検実施数	判定区分					
官理有	官理他設数	点快夫 他数	I	П	Ш	IV		
国土交通省	751	133	85	36	12	0		
高速道路会社	481	92	7	68	17	0		
滋賀県 (滋賀県道路公社を含む)	3,128	761	392	352	17	0		
市町	7,822	1,516	1,180	304	32	0		
合計	12,182	2,502	1,664	760	78	0		



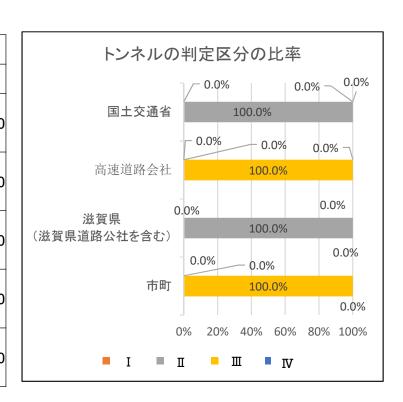
- ※ 管理施設数は令和2年度施設数であり、新設・廃止・移管などにより過年度報告と変更になっている場合があります。
- ※ 点検実施数は速報値であり、精査によって実施数は変更する場合があります。

- 滋賀県内におけるトンネルの点検結果は、判定区分Ⅳ (緊急に措置を講ずべき状態)がない。
- 滋賀県内におけるトンネルの点検結果は、判定区分Ⅲ(早期に措置を講ずべき状態)が2本、判定区分Ⅱ(予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態)が16本となっている。

令和2年度管理者別点検速報(トンネル)

令和3年3月末現在

管理者	管理施設数	点検実施数	判定区分				
官理自	官理他改数	点快 美加致	I	П	Ш	IV	
国土交通省	12	2	0	2	0	0	
高速道路会社	18	1	0	0	1	0	
滋賀県 (滋賀県道路公社を含む)	52	14	0	14	0	0	
市町	10	1	0	0	1	0	
合計	92	18	0	16	2	0	



[※] 管理施設数は令和2年度施設数であり、新設・廃止・移管などにより過年度報告と変更になっている場合があります。

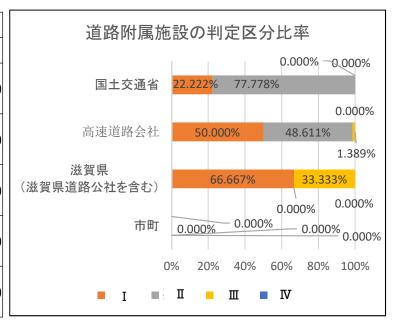
[※] 点検実施数は速報値であり、精査によって実施数は変更する場合があります。

- 滋賀県内における道路附属物等の点検結果は、判定区分Ⅳ (緊急に措置を講ずべき状態) がない。
- 滋賀県内における道路付属物等の点検結果は、判定区分Ⅲ(早期に措置を講ずべき状態)が2箇所、判定区分Ⅱ (予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態)が49箇所となっている。

令和3年3月末現在

令和2年度管理者別点検速報(道路附属物)

管理者	管理施設数	点検実施数	判定区分				
官垤1	官垤旭敌数		I	I	Ш	IV	
国土交通省	93	18	4	14	0	0	
高速道路会社	253	72	36	35	1	0	
滋賀県 (滋賀県道路公社を含む)	66	3	2	0	1	0	
市町	35	0	0	0	0	0	
合計	447	93	42	49	2	0	

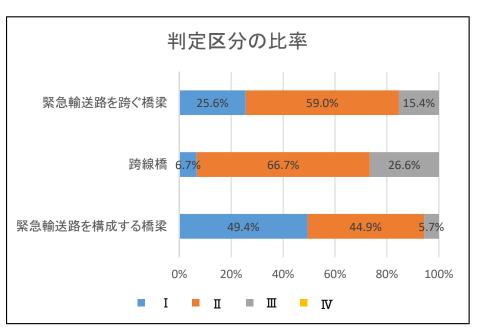


[※] 管理施設数は令和元年度施設数であり、新設・廃止・移管などにより過年度報告と変更になっている場合があります。

[※] 点検実施数は速報値であり、精査によって実施数は変更する場合があります。

令和2年度管理者別点検速報(優先で点検すべき橋梁) ^{令和3年3月末現在}

	年 世长元兆	R2年度		判定	区分	
	管理施設数	点検実施数	I	П	Ш	IV
緊急輸送路を跨ぐ橋梁	167	39	10	23	6	0
跨線橋	95	15	1	10	4	0
緊急輸送路を構成する 橋梁	2,834	603	298	271	34	0



[※] 管理施設数は令和2年度施設数であり、新設・廃止・移管などにより過年度報告と変更になっている場合があります。

[※] 点検実施数は速報値であり、精査によって実施数は変更する場合があります。

令和2年度 滋賀県道路メンテナンス会議 活動報告

日程	項 目	内容
R2.8.7	近畿管内道路メンテナンス会議	府県の点検修繕の取り組みの紹介 最近の道路メンテナンスの動向 新技術の活用等の事例紹介
R2.8.27	令和2年度 第1回滋賀県道路メンテナンス会議	滋賀県道路メンテナンス会議連絡調整部会の設置 令和元年度点検結果(速報) 令和2年度活動計画 ほか

令和2年度 近畿管内道路メンテナンス会議

各府県での点検・修繕等の取組事例等、最新の技術、知見の提供などを通じて、点検分野における新技術の活用、インフラのアセットマネジメントへの意識向上を目的に開催されました。







基調講演 道路の老朽化対策について

近畿道路メンテナンスセン ターの紹介

特別講演 アセットマネジメントの 将来

写真: 令和2年度 近畿管内道路メンテナンス会議 (令和2年8月7日)

令和2年度第1回滋賀県道路メンテナンス会議

滋賀県道路メンテナンス会議は、道路法第28条の2に規定する協議会です。滋賀県内の各道路管理者が相互に連絡調整を行い、円滑な道路管理の促進を図ることを目的として平成26年5月に設立されました。令和2年度第1回会議では、令和元年度に実施した点検結果を速報するとともに、令和2年度の活動計画について意見交換をWeb形式にて行いました。





写真: 令和2年度第1回滋賀県道路メンテナンス会議 (令和2年8月27日)

○広報活動

道路インフラの現状を広く地域住民の方に紹介することを目的に県市町において老朽化パネル展示を開催しました。

88/宏 🖂		Aグループ		Bグループ
開催月 開催期間		場所	開催期間	場所
R2 4月	R2.4.1 ~ R2.5.1	道の駅 妹子の郷 観光情報・休憩施設	R2.4.1 ~ R2.5.1	道の駅 藤樹の里あどがわ 情報コーナー・休憩所
5月	R2.5.7 ~ R2.6.17	道の駅 竜王かがみの里 展示館	R2.5.7 ~ R2.5.22	道の駅 塩津海道あじがまの里 道の駅情報館
6月	R2.6.24 ~ R2.7.17	湖南市湖南市立甲西図書館	R2.6.1 ~ R2.6.15 R2.6.23 ~ R2.7.17	長浜市 さざなみタウン 米原市 米原市民交流プラザ
7月	R2.7.29 ~ R2.8.5	日野町 日野町立図書館 展示コーナー	R2.7.23 ~ R2.8.5	甲良町 甲良町立図書館
8月	R2.8.11 ~ R2.9.1	竜王町 竜王町公民館 栗東市 JR栗東駅 自由通路	R2.8.11 ~ R2.9.1	多賀町立図書館
9月	R2.9.4 ~ R2.9.23	野洲市 野洲図書館 ギャラリー	R2.9.7 ~ R2.9.17	甲賀市 甲賀市役所信楽地域市民センター
1 0月	R2.10.1 ~ R2.10.15	草津市 草津市役所 1階エレベーターホール	R2.9.28 ~ R2.10.23	豊郷町 豊郷小学校旧校舎群
11月	R2.11.2 ~ R2.11.20 R2.11.30 ~ R3.1.4	大津市 大津市役所市民ギャラリー 滋賀県道路公社 びわ湖大橋米プラザ 情報コーナー	R2.11.2 ~ R2.11.20 R2.11.30 ~ R2.12.11	彦根市 彦根市役所彦根駅西口仮庁舎 3階 愛荘町 愛荘町秦荘庁舎 1階ロビー
1 2月			R2.12.21 ~ R3.1.22	守山市 2階ロビー
R3 1月	R3.1.12 ~ R3.1.29	高島市 高島市役所 1階ロビー		
2月	R3.2.8 ~ R3.2.26	滋賀県 滋賀県庁4階館渡り廊下ギャラリー		

〇広報活動

道路インフラの現状を広く地域住民の方に紹介することを目的に県市町において老朽化パネル展示を開催しました。



写真: 長浜市役所での広報活動



写真: JR栗東駅





写真: 道の駅 かがみの里

令和3年度点検計画について(滋賀県内)

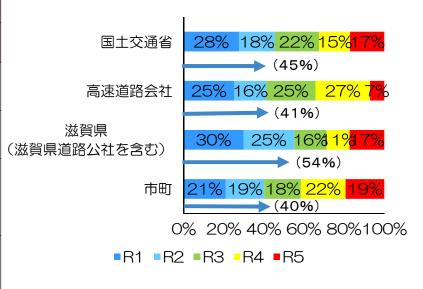
<令和3年度における橋梁点検予定(各管理者別)>

○ 令和3年度は、国土交通省167橋、高速道路会社118橋、滋賀県501橋、市町1429橋の点検を実施する 予定である。(令和3年3月末現在)

橋梁における各管理者別の令和3年度の点検予定

令和3年3月末現在

		点検実施予定					
施設名	管理施設数	R1 (実施数)	R2	R3	R4	R5	
国土交通省	751	207	133	167	116	128	
		(207)	(133)				
高速道路会社	481	121	77	118	131	34	
		(93)	(92)				
滋賀県 (滋賀県道路公社を含む)	3,128	931	791	501	359	542	
		(932)	(761)				
市町	7,822	1,634	1,500	1,429	1,740	1,507	
		(1,653)	(1,516)				
合計	12,182	2,893	2,501	2,215	2,346	2,211	
		(2,885)	(2,502)				



令和3年度滋賀県道路メンテナンス会議 活動計画(案)

日程	項 目	内容
R3.8.7	近畿管内道路メンテナンス会議	活動報告、事例報告
R3.8.26	令和3年度 第1回滋賀県道路メンテナンス会議	令和2年度点検速報 令和3年度活動計画 ほか
R4.1頃	令和3年度 第2回滋賀県道路メンテナンス会議	令和3年度点検結果速報
R4. 2頃	第3回 滋賀県道路鉄道連絡会議	跨線橋の点検及び 修繕の実施状況 ほか
未定	点検支援技術活用講習会	未定

- 滋賀県道路メンテナンス会議などの開催時期及び内容は、現時点での予定であり、 変更となる場合があります。
- その他に、滋賀県道路メンテナンス会議連絡調整部会、現場研修会などを実施予 定です。